



対象となる発注先

○ 以下の施設等に発注した場合に、税制優遇の対象となります。

福祉施設

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所(A型・B型)
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター



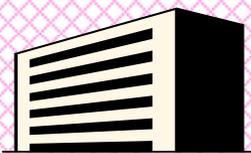
企業

◆ 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所(※)

(※)重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ・ ①から③の全ての要件に該当している旨の公共職業安定所長の証明が必要となります。





割増償却の対象となる減価償却資産の例

本税制による割増償却の対象となる資産は、現事業年度を含む3年以内に取得した資産に限ります。

一年以上の長期保有資産で取得価格20万円以上のもの



建物及びその附属設備

(暖冷房設備、照明設備、エレベーターなど)



機械及び装置

(工作機械、印刷機械、食料製造機械など)



車両及び運搬具

(自動車、フォークリフトなど)



工具、器具及び備品

(事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、コピー機、医療機器など)



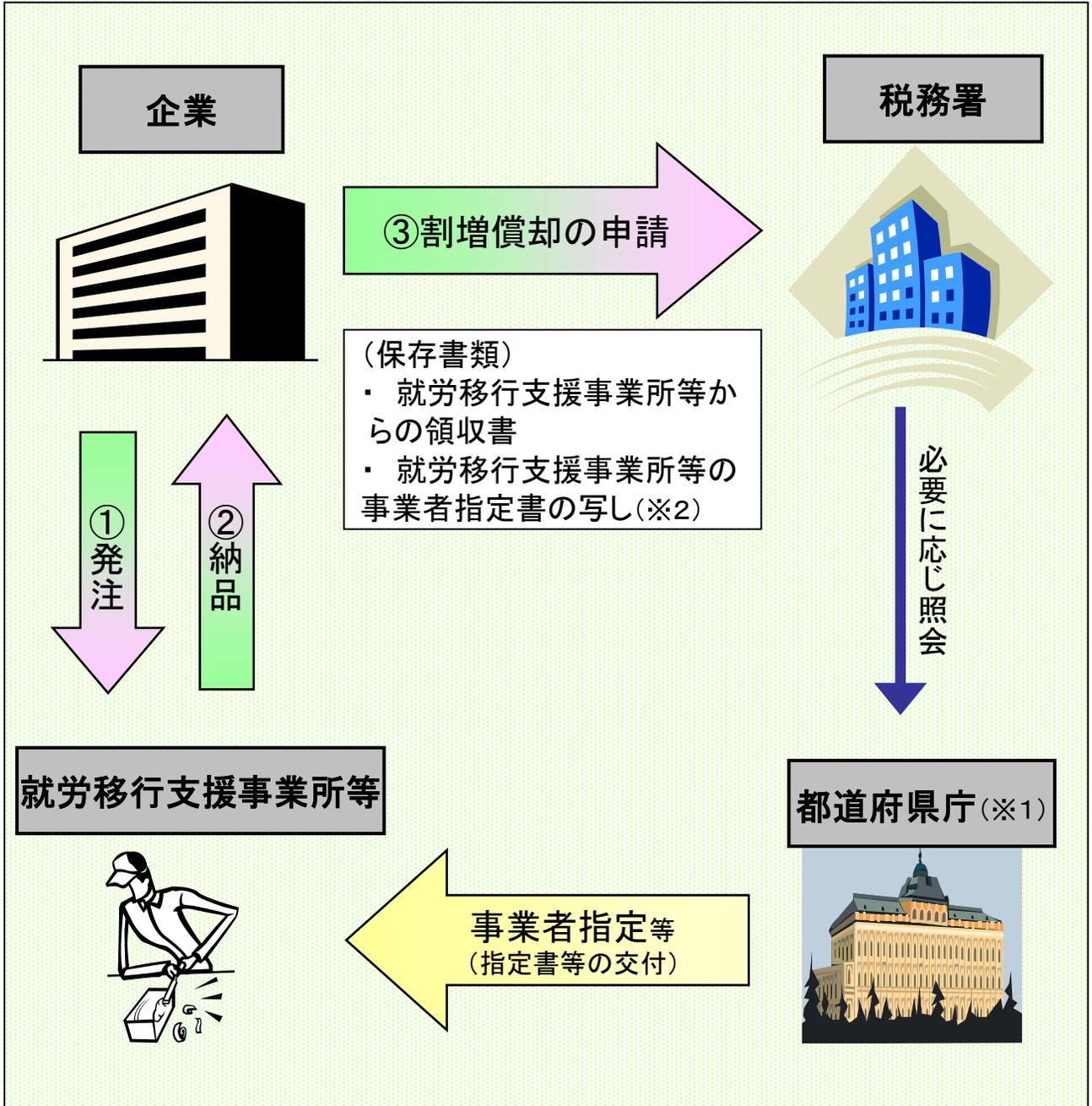
生物

(牛、馬、豚、綿羊、山羊、かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、なし樹、桃樹、いちじく樹、茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹など)

※以上は、減価償却資産の例です。この他にも多くの資産が対象となります。



事務手続きについて



※1 上記は就労移行支援事業所等の例です。表中、「就労移行支援事業所等」が「特例子会社」の場合は「厚生労働省」、「重度障害者多数雇用事業所」の場合は「公共職業安定所」となります。

※2 保存書類は働く場によって以下のものとなります。

- ・ 地域活動支援センターの場合：市町村等の委託契約書や認可通知書の写し等
- ・ 特例子会社の場合：厚生労働大臣等が発行した認定書の写し
- ・ 重度障害者多数雇用事業所の場合：公共職業安定所長が発行する障害者雇用証明の写し



実際の計算例について

前提条件

<企業の発注増加額>

- ・ 30万円

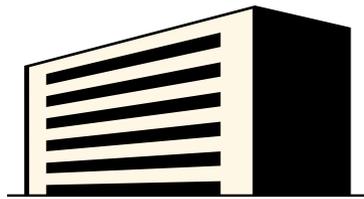
<企業の所得金額(利益)>

- ・ 600万円 ※減価償却を計上前の所得金額とする

<当該年度の減価償却資産取得>

- ・ 車1台を購入(400万円・耐用年数4年のもの)

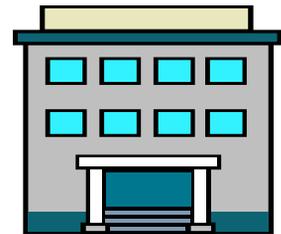
※定額法による1年当たりの減価償却費は100万円



企業

30万円増加

仕事の発注
物品の購入



障害者が働いている
就労移行支援事業所等

通常の場合

<計算式>

$600\text{万円(所得金額)} - 100\text{万円(減価償却費)} = 500\text{万円(課税標準額)}$

$500\text{万円(課税標準額)} \times 30\%(税率) = 150\text{万円(法人税額)}$

○ **法人税額=150万円**

発注促進税制適用の場合

<計算式>

$600\text{万円(所得金額)} - 130\text{万円(減価償却費)} = 470\text{万円(課税標準額)}$

$470\text{万円(課税標準額)} \times 30\%(税率) = 141\text{万円(法人税額)}$

○ **法人税額=141万円**

※ 割増償却は、翌年度以降の償却額を前倒して計上するものであるため、翌年度以降の減価償却費は減少することとなります。(直近年度の税額を抑えるというメリットがあります。)

※ 計算式は法人税率を30%と仮定して計算しているため、実際の額とは異なります。



障害者が働いている 就労移行支援事業所等の取組例

役務提供の例

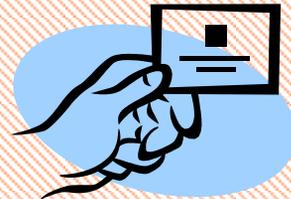
<クリーニング>



<清掃>



<印刷>



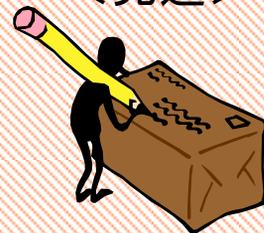
<データ入力>



<包装・組立>



<発送>



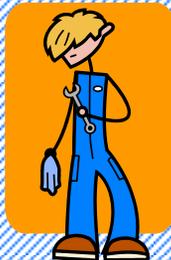
etc...

物品販売の例

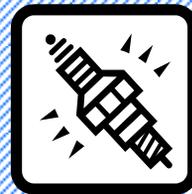
<弁当>



<作業服>



<部品>



etc...

※ 以上は、役務提供や物品販売の例です。この他にも多くのものを扱っていますので、ぜひ障害者の働く場へ発注してください。

<作成>厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ: www.mhlw.go.jp